令和８年４月１日

関係各位

（公社）島根県観光連盟

島根県取材費用支援助成金に関わる注意事項について

以下の点にご注意をお願いいたします。なお、詳細は別紙を参照ください。

１．交通費について

他県での取材や用務を兼ねて移動し島根県での取材を行われる場合は、一部の移動区間について助成対象とならない場合があります。

２．宿泊費について

（１）上限金額（１２，０００円（税抜））の範囲内であれば、宿泊とセットになっている朝食代、夕食代も助成の対象となります。

（２）飛行機と１泊分の宿泊がセットになっているプランの場合、１名６万円（税抜）以内（朝食代及び夕食代を含んでも可）であれば、助成対象となります。２泊目以降は１泊につき１２，０００円（税抜）を加算し、助成対象とします。

３．交通費、宿泊費以外の経費等について

（１）媒体への掲載が無い以下の支出は助成の対象となりません。

・宿泊とセットになっていない朝食代、夕食代
・昼食代などの飲食費
・アルコール代
・施設入場料
・ガイド料
・お土産品、衣装やカメラ機器等の備品など

（２）何れも媒体への掲載に必要と観光連盟が認める場合は、助成対象となります。

（３）宿泊施設や宿泊の体験について、媒体への掲載があった場合でも、宿泊費の助成は１２，０００円（税抜）が上限となります。

４．消費税について

取材でかかった費用の、消費税及び地方消費税は助成対象となりません。

５．領収書について

（１）但し書きや付属の明細で以下の内容が分かる領収書（コピー可）を用意してください。

・経費の内容
・人数
・単価
・消費税及び地方消費税

〈例〉税込１６，０００円（内、消費税額：１，４５４円）
ただし、２月２０日（１泊朝食付き 税込８，０００円）、２名様の宿泊代として

（２）領収書に内訳の記載がない場合は、料金の内訳など詳細が分かる資料（例えば、レシート、飲食店の場合はメニュー表の写真など）を別途用意してください。

６．萩・石見空港を利用（片道利用で可）し、県西部の１カ所以上の市町を現地取材し、媒体への掲載（萩・石見空港の情報は必須）を行う場合について

①山口県等の他県での交通費、宿泊費、取材に係る経費も助成対象とします。

②支払いの条件等は、２～５と同様の扱いとします。

７．広告換算費を明確に証明できる資料について

取材費用支援申請書（様式第１号）を提出する際、広告換算費を証明できる資料（記事の掲載等を広告として出稿した場合の費用や広告掲載料金が分かる資料等）を用意し提出してください。

８．助成金の決定について

取材費用支援実績報告書兼精算書（様式第３号）を受理した後、提出書類及び成果物（写真、記事等）に対して、必要な検査を行い、助成金額を決定します。

※様式第３号の受理後に、追加で提出された取材費用は助成の対象となりませんので、ご留意ください。

例）ＷＥＢ記事の場合

様式第３号提出・観光連盟受理後、成果物へ追加で写真や記事などを掲載したため、再度様式第３号を提出した

⇒この場合、追加掲載分に関する取材費用は助成の対象とはなりません。

以上